

第1617回島根県教育委員会会議録

日時	令和4年3月10日
自	13時30分
至	15時30分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(報告事項)

- 第85号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）
- 第86号 令和3年度2月補正予算案（3月7日上程分）の概要について（総務課）
- 第87号 令和3年度島根県学力調査結果概要について（教育指導課）
- 第88号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の志願変更後の出願状況及び受検状況について（教育指導課）
- 第89号 令和3年実施の通学路の合同点検の状況について（教育指導課）
- 第90号 令和4年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

—————以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

- 第37号 令和4年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）
- 第38号 令和4年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（教育職員関連分）の一部変更について（総務課・学校企画課）

—————以上原案のとおり議決

(承認事項)

- 第11号 令和4年度県立学校教育職員（管理職）の定期人事異動の一部変更について（学校企画課）

—————以上原案のとおり承認

(協議事項)

- 第9号 市町村立学校長及び県立学校長の令和4年度管理職手当区分について（総務課）

—————以上資料により協議

(報告事項)

第91号 令和4年度公立学校教職員定期人事異動について
(学校企画課)

_____以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題
福間参事	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第38号、承認第11号、報告第91号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	1件
	協議事項	1件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	原田委員	

報告第 85 号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 前回 2 月 17 日のこの会議以降での動きとして御報告する対応は 3 点である。

1 点目は、知事からの出校停止の要請への対応である。2 月 23 日付けの要請に対し、県教育委員会としては、要請のとおり、松江市及び雲南市の三刀屋町、木次町地内に所在する県立高校の 1、2 年生の学年閉鎖を 2 月 26 日から 3 月 6 日まで実施した。対象の学校数は 8 校で、学年閉鎖中の対応は、各高校で生徒の健康観察等を行いながら、学習の確保に努めたところである。また、④その他のとおり、要請を受けた 2 市については、松江市は要請を受け入れず、これまでと同様の対応を続けるとし、雲南市は、学年、期間は要請とは異なりながらも、対応状況の表のとおり、出校停止の要請を受け入れて実施された。また、私立学校にも要請がされたところである。

1 の 2 ページをお願いします。2 点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業実態調査（文部科学省）への対応等である。前回（2/17）、前々回（2/7）のこの会議で、第 1 回 1 月 26 日時点の回答及び第 2 回 2 月 9 日時点の回答、並びに文部科学省公表の全国の第 1 回の回答状況を御報告した。本日はその続きとして、第 3 回 2 月 22 日時点の本県の回答及び文部科学省公表の全国の第 2 回、第 3 回の回答状況を報告する。

（1）の調査対象および時点調査に関して、変更はない。

（2）の調査結果であるが、上段が 1 回目、中段が 2 回目、そして下段が 3 回目となる。1 回目は 1 月 22 日の出校停止の要請への対応が数字に反映しているので実施した学校数の割合がその分高くなっている、2 回目、3 回目では、結果として、特定の学年・学級の臨時休業および学校全体の臨時休業は、全体の数パーセントという実績であった。

1 の 4 ページをお願いします。本県の全 3 回の回答となる。先ほど触れた実績の校種別で見えていただけるようになっている。様式は文部科学省のものである。

1 の 5 ページをお願いします。文部科学省の全国状況の 1 回目の公表となる。前々回のこの会議で簡単に説明したが、参考までに付けている。

1 の 6 ページをお願いします。文部科学省の全国状況の 2 回目の公表となる。その中で、1 の表によると、学年、学級閉鎖の措置をとった学校が全国 4,895 校で、全国の対象学校数が約 35,000 校、13.8%となり、先ほどの 1 回目と比べて 0.5%、約 180 校の増とな

っている。一方、学校全体の臨時休業の措置をとった学校は、717校、2.0%となり、前回から1.1%、約400校の減となっている。

1の7ページをお願いします。文部科学省の全国状況の3回目の公表となる。1の表によると、学年、学級閉鎖の措置をとった学校数が、3,951校、11.1%となり、前回2回目から2.7%、約940校の減となっている。一方、学校全体の臨時休業の措置をとった学校数は270校、0.8%となり、2回目の前回から1.2%、約450校の減となっている。

1の3ページにお戻りいただきたい。3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査（文部科学省）への対応等である。文部科学省が、全国の公立学校の臨時休業期間中の学習指導等の取組を把握するため、実施されたものである。調査概要だが、（1）のとおり、公立の学校の調査となっている。

（2）の対象期間における調査で、（3）の調査項目では、①の条件を満たす学校において、②に掲げる各項目の取組を行った学校数を回答させるというものとなっている。なお、調査への対応にあたっては、県教育委員会で県分に合わせて、市町村教育委員会分もとりまとめて回答している。

1の8のページをお願いします。本県から文部科学省に提出した内容である。様式は文部科学省が示したもので、校種別、対応した学習指導内容別となっている。

なお、全国の回答状況は、近日中に公表される予定と聞いている。公表され次第、情報提供させていただく。

———原案のとおり了承

報告第86号 令和3年度2月補正予算案（3月7日上程分）の概要について（総務課）

○小畑総務課長 2の1ページをお願いします。令和3年度島根県一般会計補正予算第14号の1. 補正予算の概要 について、合計欄のとおり、補正前の額 850億6,400万円余を補正額 13億5,700万円余の減額により、補正後の額 837億700万円余とするものである。このうち、給与費は、5億9,100万円余の減額となっている。

2の2ページをお願いします。2. 繰越明許費〔変更分〕である。変更の理由であるが、1の事業については、出雲農林高校で導入を予定していた牛舎内での糞尿処理を行うための設備の生産に遅れが生じていること。2については、県立高校生徒一人一台端末導入にあわせて、3分の1の価格低廉対策の実施に向けた台数取りまとめ等の都合により、業者に対する支払いが年度内に行えないこと。

3については、少年自然の家の冒険の森の修繕について、新型コロナウイルス感染拡大を受け、宿泊療養施設として利用していることから、工期に制約があったこと。

4については、8月専決予算で計上した古墳の丘古曾志公園の大雨被害への対応について、今回、測量調査を行った結果、当初想定していた施工方法を変更する必要性が生じたことから、年度内の完了が見込めないこと。以上4点を既存の繰越予算を変更する形で計上している。

2の3ページをお願いします。3. 主な補正内容である。このたびの補正予算は、主として、国庫補助事業等の事業規模の減やその他事業の実績見込みによる増減の補正であり、課ごとの主な補正内容や増減理由についてはこの一覧のとおりである。2の4ページ以降には、この一覧とは別に、課別事業別に補正の状況等をつけているが、本日は、この一覧により、主なものを何点か御説明する。

まず、総務課の給与費では、本年1月時点の職員数及び配置実績並びにその時点の給与に基づき、積算したものである。5億9,000万余の減額となっているが、その主な要因としては、給与改定に伴う期末手当の減として、3億5,000万円余、勤勉手当、特殊勤務手当の実績による減として1億1,000万円余、期末手当支給月数の減などに伴う共済費の減として1億円余などである。

次に、教育施設課の産業教育設備整備事業については、令和2年度から3年度への繰越事業により、事業の執行ができたことから、令和3年度分の事業費が不用となったことによる減として1億2,900万円余である。

次に、学校企画課の1ポツ目、各学校に配置することとしていたスクールサポートスタッフや学習指導員等について、その配置実績に伴う減として7,800万円余。

次に、教育指導課の1ポツ目、教育魅力化事業の各コンソーシアムの活動実績に係り、その実績見込みによる減として、8,100万円余。

次に、文化財課の1ポツ目、埋蔵文化財調査受託業務の実績見込みによる減として、2億2,000万円余、これは、国等の事業による埋蔵文化財発掘調査受託事業費において、調査の実施不要箇所や面積が減少したこと等による見込みである。

○池田委員 2の13ページ、4 教職員のメンタルヘルス対策事業費が、実績見込みによる減になっているが、教職員が全国で5,000人位、精神科の病気になって、休職をされている状況があると報道があったが、県内の教職員の方、そういう状況の方が、どれくらいあるのか。また、2学期、3学期と進むにつれて、病状が悪くて、他の職員にしわ寄せ

がきて、ドミノ倒しみたいに職員が倒れていくという状況はないのか。この対策費が減ったということは、職員の相談の業務が減ったということで理解してよろしいのか。

○大野学校企画課長 今、手元に詳細なデータはないが、精神疾患による病気休職については、令和3年度の状況を今、取りまとめ中であるが、令和2年度は、小中高全体を合わせて36名が休職をしている。この数はここ数年、基本的に変わっていないので、悪化しているということもないが、改善しているということもない。全国と比べた割合で言うと、全国よりは、割合は少し低くなっており、特に島根県が厳しい状況ということはないが、それでも毎年度三十数名が休職になっている状況であるので、深刻さは引き続いていると思う。その中でこの対策事業については、臨床心理士など、各学校に巡回して相談をする事業であり、当然教員の方々の負担に応じて、この事業を使っただけということになる。教員の時間外勤務などの、業務負担は、それほど改善している状況にはないが、この臨床心理士の相談を受けるのを希望された方が実際少なかったということで実績としては減っている。この事業のニーズであるとか、この相談を受けることで実際に働いている方に与える効果などをしっかり周知をしながら、必要な人に相談を受けてもらえるような対策を今後考えたいと思っている。

○池田委員 特に仕事が続けられなくて、うつ診断を受ける職員が、行政の方とか、わたしの職場の職員のJAに勤めておられる若い方がおられて、先生方も、若い方もそういう状況になったら、とても将来のこととか不安になると思うので、是非対応をお願いしたい。

○朋澤委員 2の3ページの学校企画課のスクールサポートスタッフ、学習指導員、非常勤講師の配置見込による減のところ、コロナによって、休校になったり、学級が休みになったりしたための減なのか、支援が必要な子どもに、このような方々がなかなか見つからず、適切な配置ができなかったための減なのか、教えていただきたい。

○大野学校企画課長 まず、スクールサポートスタッフ、部活動指導員などについては、ニーズが少ないということだけでなく、一部適切な人材が見つからなかったということによるものである。学校が求める時間数だけ勤務できる方がおらず、例えば、学校が1日5時間働いてほしいけど3時間しか働けないといったミスマッチがあり、実績が結果として予算を下回ったということがある。コロナの影響としては、学習指導員については、コロナで臨時休校して学習の遅れが生じた場合の補習などで活用するというスタッフとなっているが、実際に休校して学習の遅れが生じた学校は比較的少なかったもので、予算額と比べる

と学習指導員の配置の必要性が下がったという部分もあり、そういう全体が反映されて、若干、予算が不要になったということである。

○河上委員 2の3ページの教育指導課の外国語指導助手の報酬の実績見込みによる減のところで、国の方針では、外国人の労働者の入国が多少緩和されてきたようであるが、近々、外国語指導助手の先生が入国されるような予定はあるか。

○木原参事 外国からおいでになる予定のALTの方で、まだおいでになっていない方が引き続いて複数名おられるが、入国の状況の緩和の様子がまだはっきり出ていないところであり、今後のところで、情報は我々の方にいただいて、市町村とも連絡を取りながら進めたいと思うが、まだはっきりとした緩和条件になるという情報は、現時点のところはないということである。

———原案のとおり了承

報告第 87 号 令和 3 年度島根県学力調査結果概要について（教育指導課）

○木原参事 3の1ページをお願いします。別冊の資料とともに御覧いただければと考えている。まず、今年度の島根県の学力調査結果についてということである。この小中学校の児童生徒学力の状況について、5月に文部科学省が全国の学力・学習状況調査を行っており、既に報告もしているが、その後、学力の状況を県独自の調査で把握して、来年度の施策の改善に活用するという事などを目的に、本調査実施している。この調査は平成18年から行っており、今年度もということであったものである。概要についてはすでに公表済みであるが、その概要を本日こちらで報告をしたいと考えている。

実施日は昨年末の12月7日、8日に行っている。対象としては、公立の小・中学校、義務教育学校で特別支援学校、小学部・中学部も含んでいる。小学校5、6年生の国語と算数、中学校1、2年生の国語・数学・英語で実施をしている。この調査については、開始当初は県で行ってきっていたが、経年の詳細な比較を行ったり、できれば全国の状況と比較ができればということもあり、令和2年度より、民間の事業者が実施している標準の学力調査を採用して行っている。ただ、全国の状況というのは、全国で一斉にこの調査が行われているわけではなく、11月の末頃から2月頃までにかけて、全国で参画する学校が任意の時期に行なっているということもあり、全国の状況というのは、実施する事業者が推定した全国の数値というもので記されているものである。結果の詳細は別冊資料にまとめてあるが、主なものをかいつまんで報告する。始めに国語であるが、

小中学校ともに文学的な内容や説明的文章の内容を読み取るということは概ねできていた。一方で、文字数や記述すべき内容などの与えられた複数の条件のもとで自分の意見を記述する「書くこと」に課題が挙げられている。それから、算数・数学についてであるが、計算問題などの基本的な内容については、概ね定着が図られているが、小学校では計算の結果だけではなく、式の考え方や手順について理解を問う問題に課題が見られている。それから、中学校では関数のグラフと関数の式の関係を表す点に課題があった。英語については、基本的な文の語順を理解して正確に書く力は全国水準並みであったが、一方で、複数の図や資料をもとに考えまとめて表現したり、対話の流れに沿って会話文を作成するなどの場面や状況に応じた活用する点に課題があった。

3の2ページをお願いします。学力の調査と同時に生活・学習に関する意識調査も行っており、その結果をまとめている。まず学習の取組については、①のように話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりするということを、回答している児童生徒は増えているが、一方で、家庭学習の時間についても課題が出ており、平日1時間以上、家庭学習を行っていると答えた児童生徒の割合が減少している状況が見られた。特に中学校2年生では、この1時間以上家庭学習をしていると答えた生徒は50.8%という結果であった。

それから、総合的な学習や地域について考えるということに前向きな回答の児童生徒の割合は増加してきているが、一方でこちらも携帯電話やスマートフォンの使用時間が増えているというところが出ています。2時間以上使用しているという中学2年生が45.8%になっていたというところである。今後の対応として、この調査で明らかになった課題とか、今後の授業改善のポイントなどについて、県の教育委員会で動画にまとめて、各学校に届けるようにしたいと考えている。前回の全国調査の際にも、こういった指導ポイントなどについて動画を作成して学校に配布したが、学校では研修の際に非常にうまく利用できたと好評をいただいているので、今回もこの結果を踏まえた内容を作り込んで配布したいと考えている。

それから、家庭学習について、それからスマートフォンの使用時間について、課題が残っていると考えている。家庭学習に繋がるような授業にしたり、それからスマートフォンについては使用のルールづくりを呼びかけていくということも必要かと思うので、市町村教育委員会とも連携して、家庭の協力をいただくような取組を検討したいと考えている。それから、総合的な学習について、今ガイドブックを作成して配布するという

ことも考えている。概要は以上であるが、もう少し細かい内容が別冊のほうにあるので、こちらでもう少し触れておきたいと思う。

3 ページを御覧いただきたい。ここから、教科ごとにデータなども載せて、それから、分野ごと、区分ごとの課題や成果なども挙げて資料を作っている。3 ページは小学校の国語というところであるが、この数値の表を見ていただくと、教科の平均正答率、これが国語全体の平均正答率であるが、県の値と全国の値と並んでいる。全国の値と申すのは先ほど申したように、実際に受験して採点された結果ということではなく、実施者が推定した数値という目安になったということである。御覧いただくと、5、6年生ともに、全体の正答率は全国値を下回った結果になっている。中で、先ほど申したように書くことというところ、5年生で正答率が低いということがある。読むことというところは高い数値がでていう状況である。下にはもう少し細かい分析、それからできている問題などについての内容もあるが、御説明は省略させていただく。

5 ページが小学校の算数である。こちらも全国の正答率と比較すると、全体では下回っている状況である。個別の領域別の正答率も御覧いただければと思う。

中学校については、7 ページが中学校の国語である。こちらも教科の正答率は全国を下回った結果になっている。読むことについて若干正答率は高めであるが、書くことというところが低いという結果が出ているというところである。数学は9 ページになる。こちらも教科の平均の正答率は全国を下回っているが、一部2年生の図形の部分では、全国を上回っているような結果というところで、これはかねてからも様々な課題が、算数・数学についてはあったが、学校の方でいろいろ粘り強く、取り組んでいただいて、少しでもこういった結果が出ているところは見えるのではないかと思う。全体としてはまだ課題が残っているというふうには考えているが、そういう成果もあるのではないかというところである。

最後、中学校の英語であるが、11 ページになる。こちらも全体の平均は全国を下回った数字が出ている。詳細は詳しく御説明ができなかったが、それぞれ教科の中で、課題がある問題、成果が出ている問題があり、こういったところを、県としてまとめて、市町村の方にも情報提供して、それぞれの授業の今後のあり方について、検討いただく材料にさせていただきたいと考えている。意識調査の部分で先ほど触れた家庭学習とスマートフォンについてであるが、15 ページが家庭学習のところである。真ん中どころにある横の帯グラフであるが、真ん中にある黄色のところよりも左側が、家庭で1時間以上、

学習しているという児童生徒の割合である。御覧いただくと分かるように、学年が上がるごとに、それから歳を追うごとにこの1時間以上という割合が減少しているという結果が見えている。こういったところを、数値ででてるところを受けとめて、これからの対応を考えていかなければならないと考えている。

17 ページがスマートフォンの使用時間というところである。こちらの真ん中あたりに灰色の部分があるが、オレンジよりも左側が2時間以上を使っているという児童生徒の割合です。これも学年が上がるごとに、それから年を追うごとに、増加しているという状況がみられる。こういう家庭での学習の時間、それからスマートフォンの活用などの時間の使い方について、家庭ともしっかり連携とって対策を取る必要があるだろうと考えている。

18 ページが、今後の対応を挙げたものである。先ほどの動画の配布というものが(1)であるが、その他、指導の重点や授業のチェックリストなども配布して、日々の授業に生かしていただけるようなものにしたいと考えている。家庭学習の充実についても、様々に市町村と協力した取組を進めてまいりたいと考えている。

○朋澤委員 3の2ページのところの4の今後の対応(主なもの)の動画のところを挙げていただいているが、今回ここに挙げていただいたそれぞれの数字は、全国の学力調査のもっと深刻な感じもして、その対応としてこの動画というのを挙げくださっているが、わたしたちもみられるか。

○木原参事 可能であるが、ホームページでということではなく、DVDにして市町村にお配りして、それ学校に配布してという形にしているので、その内容自体はこれからのことであるので、何かの機会に御覧できるように準備をしたいと思う。

○朋澤委員 国語においては、書くことが苦手、算数は計算ができるが、応用が苦手というのは変わらない。結果がでて、大切なのは、これからどうするのかという対応のところを各学校に、お教えいただきたいところであると思う。それをどういうふうに県の方で発進されて、各市町村でどういうふうに受け取られているのか、興味があったので、動画もみて、試験結果に対する対応を考えさせていただくうえで、参考にしたいと思う。機会があったら見せていただきたいと思う。

○林委員 別冊資料18ページ、授業の質の充実の(2)のところ、県内10校の研究推進校の研究の成果を記載とあるが、全て10校ではなくて結構だが、どのような成果がでたのか教えていただきたい。

○木原参事 これは、それぞれ県内各地の研究指定校で授業づくりについて、個人個人の力量だけであげようということではなく、学校全体で授業の取組を進めるにはどうしたらよいかということ、学校全体で考えていただくという取組をしている。全体としては、子どもたちが意欲的に学習に向かうであるとか、自発的に学習に向かうというところが見えてきたという成果がでてきているということは聞いている。デザインマップという形で、子どもたちにどういう力をつけていくのかということ、学校ごとに授業の目指すものと、それに向けて授業でどういうふうな取組を進めていくのかというものを1枚紙にまとめていただいて、それを発表する中で、授業をどう工夫して、それによって子どもたちがどう変化したのかということを発表していただいたというふうなことを行っている。このデザインマップについては、県内の各学校に配布をして、また研修の場でも使えるようなものにして、こういったことに取り組むとどういう成果が出たのかということ、個々にそれぞれ学校ごとにあるので、そういう研修の機会の材料にしていければと考えている。

○林委員 先ほど朋澤委員のところでもあったが、なかなかこの県の学力調査であったり、全国の学力調査課題わかっているはずなのに、なかなかそれが、数字として、結果として出てないところが数年続いているので、またこういった成果が授業の改善であったりとか、学習の成果をもっと発揮できるような感じになればと思う。

———原案のとおり了承

報告第 88 号 令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の志願変更後の出願状況及び受検状況について（教育指導課）

○木原参事 4の1ページをお願いする。今年度実施の公立高校の入学者選抜については、先週木曜日の3日に一般選抜の学力検査を行っているが、本日は2月にこの志願変更を受け付けて、最終の出願人数が確定したものを今日ここに報告するということと、それから先ほど申した学力検査の状況を報告する。

まず、最初の出願状況であるが、志願変更を締め切った2月15日の時点での状況を2の表のところにとまとめている。志願変更がいくつかあったので、人数が増えた学校、減った学校があるが、県全体でこれを相殺した集計がこの表である。太枠の中を御覧いただくと、変化があったのは全日制の出願者数、この下のbのところであるが、3,842名で、変更前から1名減になっている。定時性が140名、1名増ということで、合計人数は変更し

ていない。競争率は全日制が0.90倍ということであったが、トータルでは、0.86倍ということで、変更などは出ていない。志願変更した人数は、他の学校に志願変更した人数が53人、同じ学校の学科を変えたという人数が22人ということで、昨年の数値も横に挙げているが、同じような程度の動きであったというところである。その真ん中から下には参考として、最終的な競争率が高かった学科を10学科挙げている。それから下の表には、この志願変更の変動で、志願者数の増減が大きかった学校、学科を挙げている。参考までに御覧いただきたい。

4の2ページをお願いする。地域外からの合格者を制限している松江市内の普通科3校と出雲高校についてであるが、この志願変更により、若干の志願の移動もあったが、状況は大きくは変わっていない。

次に5番の学力検査、3月3日に行った学力検査の状況である。結果的に欠席者のところを御覧いただくと、トータルで213名の欠席があった。実質の競争率が全日制で0.86倍、定時制で0.35倍、全体では0.82倍という結果になっている。この欠席の主な理由としては、例年と同じ傾向であるが、高等専門学校や私立の高校への合格によるものであった。参考までにその下の表には過去5年間の状況をまとめている。欠席の状況や競争率の状況については、この近年大きな変化はないところである。なお、今年は新型コロナウイルスの感染が収まらない中で、この学力検査を行ったが、影響が懸念される場所であった。結果的に3日の学力試験が受検できなかったという生徒が複数の中学校で複数名出ている。計画していた追検査を8日に実施したが、対象となった受検者への検査は予定通り終了している。8日のこの追検査の受験できなかったという受検者も若干名出ているが、中学校を通じて、本人の状況などやりとりを進めており、受検の機会を確保する方法で個別に対応している。

4の3ページの大判の資料が各学校学科別の最終出願状況である。詳細説明は省略をさせていただきます。

4の4ページが学力検査の最終的な受検者、実質競争率を学校ごとにまとめたところである。今後の予定であるが、合格発表が明日11日の10時ということで各高校で発表する。その後、第二次募集の実施校を公表して、18日に第二次募集の検査、23日に第二次募集の合格発表と進めていく。残りの入学選抜も滞りなく進むように、引き続いて各校と連絡を取りながら進めて参りたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第 89 号 令和 3 年実施の通学路の合同点検の状況について（教育指導課）

○野津子ども安全支援室長 資料 5 の 1 ページをお願いします。経緯について御説明する。市町村立の小学校中学校等の通学路の交通安全対策については、各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づいて実施されている。具体的には、下の囲みの中ほどにあるように、定期的な合同点検の検討・実施。点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実について一連の P D C A サイクルとして実施をしているものである。なお、合同点検については、市町村教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者等が参加して実施をしている。経緯に戻っていただいて 2 段落目、令和 3 年 6 月、千葉県八街市に説いて、下校中の児童の列に、トラックが突っ込み、5 名が死亡するという痛ましい事故が発生したことを受け、同年 7 月 9 日付で文部科学省より、通知が出された。その通知の中で、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、通学路における交通安全を一層確保する取組みとして、新しい 3 つの観点を加えて合同点検を実施することになったものである。

2 概要である。対象は小学校、実施方法は、各市町村が構築している推進体制による点検である。道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ないなど、これまでの観点に加えて、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の侵入が多い箇所など、3 つが要請の観点として、新たに点検内容で加わった。これを受け、各市町村教育委員会から、12 月末時点で最終報告があり、県教育委員会がとりまとめ、1 月 14 日に文部科学省へ報告している。なお、文部科学省より、3 月 4 日に結果が公表されている。

5 の 2 ページを御覧いただきたい。報告内容についてまとめている。資料の網掛け部分を御覧いただきたい。最終的に対策必要箇所とされた数は 1,156 箇所であった。対策実施担当別対策箇所数は、市町村教育委員会・学校 383、道路管理者 747 箇所、警察 168 箇所、合計 1,298 箇所であった。重複があるため、対策必要箇所と一致はしていない。市町村教育委員会、学校が行う対策箇所 383 箇所について、すでに対策中、本年度に実施、来年度以降実施に分けて、それぞれの箇所数を表に示している。学校においては、対策が必要とされている通学路を実際に通学する児童、または、班には、通学路の変更を行ったり、具体的にどの様に危険で、どのように気を付けたらよいのかを考え指導する安全教育を行ったり、地域のボランティアの方に見守るようにお願いしたりしている。また、その他と

して、学校ホームページに状況を公開し、保護者や地域の安全意識の関心を高めたり、公民館等に看板設置を依頼した学校もある。表中の網掛け部分が文部科学省において、公表されている数字である。なお、今回の調査については、市町村から通学路の変更といった対策は県教育委員会、歩道の設置といった対策は土木部、横断歩道の設置といった対策は警察にそれぞれ報告される仕組みとなっており、既に、情報を共有している。土木部からは、これまでにガードレールなどの防護柵の設置や道路をカラー舗装するなどの対策を、警察からは横断歩道等の塗り直しや、信号機の秒数の調整などの対策を実施していることなど、具体的な状況をお知らせいただいている。今後の道路管理者、警察が行う対策についても、進捗状況について、関係者間で情報を共有し、県及び市町村の全体として通学路の交通安全が図られるよう努めていく。

○朋澤委員 2点おしえていただきたい。先ほど言われた道路管理者、これはどのような方なのか、どのような方になっておられるのかということが1点。それから、5の2の右下の方の対策済みのところのボランティア等における見守り活動、このボランティアの募集というのは、校長先生の御意向のみのものなのか、どなたがどのようにそのボランティアさんが必要と感じ、どの様に募集をされるのか教えていただきたい。

○野津子ども安全支援室長 まず、道路管理者についてだが、これは市町村によって、様々である。市町村の中の部局でいろいろな名前が付いている。それから、実際に道路というのは、国が管理しているものと県が管理しているものと、市町村が管理しているものとあるので、それぞれで対策をするものが違うというところで、道路管理者になっている。

○福間参事 道路管理者についてだが、まず道路法による国道、県道、市町村道は、それぞれ国、県、市町村が管理している。ほかに各種道路というものがあり、農道や林道、これは主に市町村が管理するものである。臨港道路などは、設置者、たとえば港湾管理者などが管理している。また、私道は、個人の所有者と主な利用者となる。進入路などのために土地を貸している場合、一番利用する者が管理することになる。さらに赤道というものがあり、これは国有財産法によって市町村が管理している。

○朋澤委員 いろいろな道路がある。小学校のみならず、その就学前の子どもたちが、散歩等に使う道についての事故等も毎年起こっているので、道路を管理される方が見られた危険な場所と、それから市町村や学校なりが感じた危険な場所等を洗い出して見たときに、相互の危険場所の確認によって、子どもたちの安全が守られれば本当にありがたいなと思ったので、ちょっとどのような方に問い合わせたらいいのかと思って聞かせていただ

いた。

○野津子ども安全支援室長 ボランティアだが、例えば、各公民館、交通安全協議会の中で組織されているところへ依頼をすとかのようがある。

○朋澤委員 それは学校から依頼されるということか。

○野津子ども安全支援室長 学校からももちろんあるが、今回の場合は、推進体制の中でしましようということなので、そういう役割分担の中で、教育委員会とか学校が行ったということである。学校という考えでいいと思う。

○池田委員 先ほどの説明の中で、横断歩道については警察が対応しているとおっしゃたが、隠岐のことだが、警察に横断歩道が薄くなっているので、きちんと塗り替えて欲しいという依頼をしたらお金がないからできないということを知っていて、それはないでしょうということがあった。安全教育も、隠岐の場合は、駐在所管轄の駐在さんが、春に新1年生とか、実際やっているが、これも警察が担当しているのか。

○野津子ども安全支援室長 春に行く交通安全を警察にお願いする部分だが、基本的には学校の方が安全教育を行っていく中で、その地域の駐在に、依頼をして、指導を手伝っていただく。横断歩道については、この前の情報交換の中では、県の警察の方ですけども、今、薄くなっているところ一生懸命塗りなおして、はっきりさせるようにしていると、力強いコメントを聞いている。全てのところですね、いっぺんにできるというのは、予算のことがありますので、順次、必要な箇所、特に支障になっている重大なところからやっていくという認識をしている。

○原田委員 交通安全のところ、合同点検についてであるが、保護者等の等のところ、これは地域のシニアの方々も含まれて合同点検に参加されているのか知りたい。なぜかというと、地域の元気なシニアの方々がたくさんいらっしゃるの、本当に朝・夕子どもたちを見送ったり、あるいは迎えで待って一緒に帰るとか、やっていたらという事実がある。登下校では、民生児童委員たちも関わっていらっやっ、子どもたちの思いや、やりたい方たくさんいらっしゃる、そういった方々のマンパワーは絶対大事なことだと思う。それを使うにやはり公民館が一番のポイントである。公民館をうまく活用しながら、関わってもう1回やりたいなというシニアもうまく活用できるような改革の方法を含めて、もしシニアの方が入っていなかったら、入ってやられたら、いろんな視点から出て、安全対策が広がっていくのではないかと感じている。

○野津子ども安全支援室長 通学路安全プログラムというのは、各市町村で策定をして

いる。ですので、市町村ごとに実は若干、合同点検をするメンバーが異なっている。例えば、自治会が加わっているところがありますし、公民館、シニアの方ですとか、市町村によっては様々な方々に加わってもらっている。

———原案のとおり了承

報告第 90 号 令和 4 年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 6 の 1 ページを御覧いただきたい。令和 4 年度、特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数について御報告する。入学者選抜の概要であるが、2 月 2 日に検査を実施し、2 月 16 日に合格発表をした。検査内容については（3）に書いているとおりである。結果については、高等部・専攻科合わせて 198 名の出願があり、このうち 196 名が受検し、全ての受検者が合格している。実施の詳細についてであるが、1 名県外からの受検者があった。この新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オンラインによる面接検査を行った。当該市町村教育委員会の指導主事立ち合いのもと、厳正に実施することができている。入院等のため、検査会場で受検ができない志願者は、実施要綱に基づいて、面接官が病院に出向いて検査を実施することとしているが、感染症拡大により院内への入出が制限されたため、これもオンラインにより実施した。この場合も、病院の協力を得て、検査中は職員の立ち入りを制限し、実施をすることができている。また、濃厚接触者に特定され、当日受検できなかった志願者については、実施要綱に沿って後日追検査を実施している。ページの下のところには、近年の高等部合格者数の推移のグラフを載せている。平成 29 年度をピークに、年によって合格者数の増減があり、明確な傾向があるとは言いきいところだが、直近の 5 年間で見ると、令和 4 年度は、平均的な合格者数となっているところである。6 の 2 ページの方には、各学校の合格者数を載せている。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第37号 令和4年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

———原案のとおり議決

議決第38号 令和4年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（教育職員関連分）の一部変更について（総務課・学校企画課）

———原案のとおり議決

承認第11号 令和4年度県立学校教育職員（管理職）の定期人事異動の一部変更について（学校企画課）

———原案のとおり承認

協議第9号 市町村立学校長及び県立学校長の令和4年度管理職手当区分について（総務課）

———資料により協議

報告第91号 令和4年度公立学校教職員定期人事異動について（学校企画課）

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時30分